

国民健康保険からのお知らせ

入院時には「限度額認定証」をご利用ください！

医療機関窓口での支払が自己負担限度額までとなります

70歳未満の方が入院する場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までとすることができます（ベッド代等保険適用外のものや入院時の食事代を除く）。

認定証の交付を希望される方は、

- 認定を受ける方の国民健康保険被保険者証
- 運転免許証、パスポートなど、来庁される方の本人確認書類
- 委任状（認定を受ける方と別世帯の方が来庁する場合）

をお持ちのうえ、国保年金担当の窓口にご来庁ください。

ただし、申請時に国民健康保険税の滞納がある世帯は、認定証の交付ができません。

また、住民税非課税世帯の方については上記とあわせて食事代を減額する制度があります。

「限度額適用認定証」は毎年更新が必要です

現在交付されている「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日ですので、8月以降も入院を予定されている方は、8月中に更新の手続きをお願いします。

退職者医療制度について

長期間勤めた会社などを退職して国民健康保険に加入した方が、年金を受けるようになったときは、退職者医療制度で医療を受けることとなります。退職者医療制度の対象者は、次のとおりです。

65歳未満の方で、次の条件のすべてに該当する方とその被扶養者（※）

※退職被保険者（本人）によって生計を維持している同居の親族（三親等内）で、年間収入が130万円未満（60歳以上の方及び障がい者の方は180万円未満）である人

- ① 国民健康保険に加入している方
- ② 厚生年金・共済年金などの老齢（退職）年金を受けている方で、これらの年金制度の加入期間が20年以上又は40歳以降に10年以上ある方

退職被保険者の医療費は、一般の被保険者とは別に会社等の健康保険からの負担金を中心にまかなわれています。正しい適用がされないと、町の国民健康保険の負担する医療費が増大し、保険税の余分な増加につながりますので、必ず届出をお願いします。

該当される方は、下記のものをお持ちのうえ、国保年金担当の窓口にご来庁ください。

■届出に必要なもの

- 年金証書（加入期間の記載のあるもの）
- 国民健康保険被保険者証
- 運転免許証、パスポートなどの本人確認書類

